

道徳教育の戦後史:その3

～「道徳」の実施についての質疑応答～

後藤 忠 ; 2019.08

「道徳教育の戦後史:その1」で「道徳」の時間が特設された経緯^{いきさつ}とそれに対し猛烈な反対運動が起きたことを、「その2」では当時の一端を垣間見ることができる東京都区部の実態を紹介した。

今回の「その3」には、こうした「道徳」反対に対して東京都教育庁指導部が作成した(上記副題の)小冊子を転写して掲載する。この冊子はB5判ガリ版印刷(20ページ)の手作りである。

この冊子には作成年月日が記されていない。しかし、「3問」の回答に「校長会を開いて『道徳教育』の手引の説明会を開いたのも4月中旬であった。」と記されていることや、「19問」の回答に「この8月に学習指導要領が完成し発表されるが」と記されていることから推察して、昭和33年の6月か7月に作成されたものと思われる。

また、本書にはいわゆる「前書き」がないため、誰に向けて作成され、どの範囲に配布されたものかも分からない。

いずれにしても、その内容はきわめて真剣かつ

深刻で、担当の教育庁指導部指導主事のみならず、都政事務担当者、文部省、大学等の教育学者も参画して作成されたことが推測され、非常に困難な状況の中にありながら、新しい「道徳」の時間の適正な実施を切望する都教育委員会の熱い思いと血の滲む努力の様子が偲ばれ、転記中に幾度も目頭が熱くなった。

いずれにしても、この質疑応答には現在の「道徳科」が抱えている実施上の諸問題を解決する糸口(ヒント)が隠れていると私は思う。

使用用語や読点の打ち方、回答の形式は一部不統一であるが、明らかな誤字脱字以外は敢えて原文のまま掲載することにした。

また、掲載されている関係法令の各条文は現在のそれとはかなり異なっていることを、念のため申し添えておく。

なお、「目次」のページは本稿のページに合わせている。

「道徳」の実施についての質疑応答

東京都教育庁指導部

(以下に示すものは、生活指導主任研究協議会等で行われた質疑応答の中から主なものを摘記したものである。)

目次	
1、法的根拠	2
2、特設の理由	3
3、研究期間の設置	3
4、「道徳」の名称	4

5、政治的配慮	4
6、新教育の逆行	4
7、教師、児童生徒の人間関係の破壊	5
8、修身科の復活	5
9、社会の改善と道徳	6
10、「不十分であった」点	6
11、「補充・深化・統合」の意味	6
12、手引と価値体系	7
13、副読本の採用	7
14、社会科のねらいと「道徳」	8
15、生活指導と道徳教育	8
16、小・中学校の相違	8
17、評価	9
18、指導要録の行動の記録との関係	9
19、年間指導計画の立て方	9
20、週時間割における位置	10
21、ホームルーム・学級会との関係	10
22、時間割への明示	10
23、「道徳」の保守的傾向	11
24、指導目標と学校事情	11
25、「指導計画例」の主題	11
26、主題と指導目標	11
27、社会科の単元と「道徳」の主題	12
28、時間の細分について	12

1 問 「道徳」の時間の実施に関する法的根拠はどうか。

学校教育法第二十条及び百六条の規定により、小学校の教科に関する事項を定める権限は、文部大臣にゆだねられている。文部大臣はこの権限に基き、同法施行規則第二十四条において、小学校の教科を定め、また、第二十五条において、小学校の教育課程は、学習指導要領の基準によると定めている。

「道徳」の時間の特設についての文部省の通達は、とりあえず学習指導要領に示された「教科以外の活動」の中で行う道徳教育の運用について指導助言を行ったもので、近い将来において、「道

徳」の時間を「教科以外の活動」から切り離し、学校教育法施行規則、学習指導要領等の改正を加え、國の教育課程の基準として明確に位置づけるといわれている。

教育委員会は、学校教育法第五条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十二条の規定により、大学を除く公立学校の管理権を持っており、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定により、管下の学校の教育課程を管理する権限を持っている。この場合、教育委員会は、同法第二十五条の規定により、法令に基かなければならないので、学習指導要領に基づくことは当然である。

都教育委員会は、「道徳」の時間の実施に関する文部大臣の指導助言もあり、所管の学校に対する管理権により「道徳」の時間の特設とその実施についての基本方針を決め、これについて区立小・中学校・都立学校（高等学校を除く）に通達し、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十八条の規定により、市町村の教育委員会に対し、管下の小・中学校における「道徳」の実施について指導した。（昭和33年3月29日）各小・中学校はそれぞれ所管の教育委員会の指示をうけたならば、「道徳」の時間を特設して、道徳教育を実施しなければならないのである。

現行学習指導要領一般編においては、道徳教育が教科以外の活動においても行われなければならないことを述べ（小20頁、中32頁）、また、「教科以外の活動として、どのようなものを選び、どのくらいの時間をそれにあてるかは、学校長や教師や児童がその必要に応じて定めるべきである。」と述べている。ここに「学校長や教師や児童がその必要に応じて定める」ということは、教育委員会の教育課程に関する管理権を排除するものではなく、教育委員会から指示された事項以外の事項や、指示の範囲内の具体的事項の取り扱いについて述べているもので、例えば、修学旅行など宿泊を伴う学校行事について、その実施計画は学校長、教師、児童生徒が立案に当たるが、教育委員

会から宿泊日数、旅費などの制限が指示されている場合は、その指示に従わなければならないのと同様の趣旨に解すべきである。

~~~~~

学校教育法第二十条

小学校の教科に関する事項は、第十七条及び第十八条の規定に従い、監督庁がこれを定める。

同 第六十六条

第三条……第二十条……の監督庁……は、当分の間、これを文部大臣とする。

同施行規則第二十四条

小学校の教科は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、及び体育を基準とする。

同 第二十五条

小学校の教育課程については、学習指導要領の基準による。

学校教育法第五条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十二条

学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

同 第二十三条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関の設置・管理及び廃止に関すること。

五。 学校の組織編制・教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

同 第二十五条

教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前二条の事務を管理し、及び執行するに当たっては法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規定に基かなければならない。

同第四十八条第2項第2号により、都道府県教育委員会は市町村に対し教育課程を指導助言することができる。とされている。

## 2問 「道徳」の時間を持設しなければならない理由

答 道徳教育ほど学校間の格差の大きいものはない。また学級差もきわめて大きい。全教科や教科外活動を通して行うといいつつも、現実には断片的、随時的に行われ、それらの指導を統合、深化、徹底させることが一般的には困難であった。このような欠陥を補い、系統的、計画的に指導を行い、最低の水準だけではどの学級においても行われるようにする必要があった。このために時間が特設された。

## 3問 早急に実施しないで、研究期間を置く必要はないか。

昭和33年度から実施することについては文部省はかなり以前から意志表示はしていたようだが、都教育委員会の通達も3月29日、出されたものであり、校長会を開いて「道徳教育」の手引の説明会を開いたのも4月中旬であった。したがって形式的にみれば「道徳」の発足はかなり早急で、現場での準備不足の憾はあろう。

しかし、道徳教育の重視ということはここ数年教育界の趨勢であり、道徳ということはそれほど目新しいものでなく、日常、社会科をはじめ、各教科や各種の教科外活動を通じて指導していることである。特に生活指導が重視せられて、道徳教育の内容もかなり深まってきたとみられるので、

時間を特設するといっても今までの経験を整理し、指導に計画性をもち、いっそう深めていくということで、それほどの異変とはみられない。また、「道徳」の実施ということは、すべてにわたり完全な実施というのでなく、一步一步完全なものへ向かっていくということで、当初は学校、学年単位の研究がくりかえされていくことを予想しているのである。

また、これから進めようとする「道徳」は上からの道徳でなく、創造的な下から積み上げていく道徳であるから、すべてが完全に用意されて出発するというのをそれほど強く必要としないであろう。

さらに、年度の途中で発足するよりも、年度初めに発足することの便宜もあろう。

#### **4問 道徳という名称は封建的な感じが強い。時間割には「学級会」「特別教育活動」ということで、実質的に道徳教育をした方がよいのではないか。**

道徳という言葉が封建色がこいかどうかは主観的な問題である。一般には、道徳といい、道徳教育といっても、それほど封建的なものを感じないであろう。特に、小・中学生にとって、この言葉が封建的なものと理解されているとは考えられない。

時間割に「道徳」以外の名称をつけ、実質的に道徳教育をすることがよいとするのは、偏った考えであろう。児童生徒に対しても、父兄に対してもはっきりと「道徳」と表示し、学校、家庭、地域社会が相協力して子供たちのために道徳教育を進めようという意欲をみんなで高めたい。道徳は教師の独占物ではないのである。道徳が教師や学校の独占物であった時代がいわゆる修身科の時代とみられよう。道徳の窓を広く開くためにもぜひ時間割に「道徳」と明示したい。

都教育委員会が毎週1時間「道徳」を実施するという基本方針のなかには、時間割に明記するこ

とを当然予想しているのである。

#### **5問 「道徳」の時間は、政党の政治勢力によって特設されたといわれるが。**

道徳教育の振興ということは単に一政党の政策とみるのは誤解で、新聞の論調などからみても、広く国民の世論に支えられているものと考えられる。

「道徳」の特設は、このように広い世論の上に立ち、戦後の学校における道徳教育の現状に鑑みて、より高めより深めていこうという純教育的立場に立って始められたものである。文部省から特設することについての指導通達があったが、その通達を十分に検討し、都教育委員会は独自の判断に立って、33年度より小・中学校において1週1時間特設するという基本方針を確定したのである。

文部省の決定にはあるいは政党内閣の文教政策に連るものがあるかもしれないが、通達の内容は教育的にみても適切なものと考えられ、都の道徳教育の手引の内容と本質的にちがうところがない。

#### **6問 時間特設は教科の特設となり、新教育の逆行を来たすのではないか。**

すでに文部省は、特設された「道徳」を他日学校教育法施行規則の一部改正などによって、独立の教科にしようといっている。しかし、国語や理科のような一般教科にするというのではなく、それらとは性格を異にする一種特別の教科にするというのである。文部省に設けられている教育課程審議会の答申をみても小学校の教育課程を、(1)教科 (2)道徳 (3)特別教育活動 (4)学校行事その他と定めて、小・中学校における「道徳」は、一般にいう教科とは別個のものとしているのである。文部省の実施要綱に示しているように、「道徳」については教科書を用いず、また一般の教科のよう

な成績評価をしないということは「道徳」の性格から当然のことといえよう。

また、「道徳」を特設すると、教科指導や生活指導の全体的な成果をあらかじめ想定し、これを規制することになるから、結局、「道徳」指導の立場や方法が強く学校の教育課程全体を拘束することになる。という心配がある。

道徳は、人間の生き方に関する問題であるから、その指導に当たっては、当然、教育全体の進め方を考え、その内容にもふれてくる。道徳教育の理想は、あらゆる教科指導、生活指導のすみずみにまで行きわたり、浸透していかなければならないので、学校における道徳教育のねらいや計画は、その学校の教育課程の全体構造と関連をもたなければならない。このことは、「道徳」の時間の特設と否にかかわらず、学校における道徳教育の正しいあり方なのである。文部省の実施要綱や都の手引もこの考え方に立っていることはいまでもない。

また、特設時間の道徳内容について、国家主義的な縦の理論のみが強調されたり、児童生徒の現実の生活から遊離して徳目を上から押し付ける危険性を訴えるものがある。

道徳の時間においては、手引に示しているように、児童生徒の生活上の問題をおさえて指導計画をたて、話し合いをする場合もつとめて生活上の問題をとりあげるよう配慮しているが、同時に古典や聖典など先人の知恵から多く学び取ることも必要であるとしている。従来のホーム・ルームや学級会の指導におけるよりも、教師の指導性が重視され、学校としての指導計画の樹立が求められる。このことは、道徳教育における当然の営みであって、教育の逆行を意味するものではない。むしろ問題は、古典的文化財の利用のし方、教師の指導性にかかわるものであって、戦後十余年の新教育が本物であったならば、そして教師の民主教育に対する認識が確かであるならば、それ程問題にはなるまいと思われる。

## 7問 時間特設によって教師と児童生徒との人間関係が破壊されることはないか。

答 もし「道徳」の時間が、かつての修身科のようなものとなるならば、問のような結果に陥るであろう。道徳教育の目標や内容は、教師と児童生徒のみならず児童生徒同志、家族や地域の人々広くは人類との間の望ましい人間関係を育てることを目指すものである。

しかし、これらの広い領域にわたる人間関係の基底として、学級内の人間関係を重視し、その指導の観点を強調することは、文部省実施要綱や都の手引にも随所に明示しているところである。

また、指導計画例にも示すように、「道徳」の時間にこのような望ましい人間関係を育成するような目標をもつ主題が多く示されていることもその観点からである。

要は日常の教師と児童生徒、児童生徒同志の間に暖かな人間関係を育成することが道徳の時間の運営のためにきわめて大切であるとともに、また、道徳の時間がその人間関係を育成する役割を果たさなければならない。

## 8問 時間の特設は、上からのおしつけとなり、修身科の復活とならないか。

このことは前掲のいくつかの質問の解答から解決されているわけであるが、何より文部省の実施要綱や都の手引を読んでもらいたい。我々が進めようとする道徳教育は、人間尊重の精神をバックボーンとしていることを強調したい。愛国心をとりあげることもあるが、そのとりあげ方がいわゆる修身科なるものと異なるのである。修身科への復活ということは、道徳の特設の問題というよりは、むしろ、教師のものの見方や考え方の問題であり、指導力の問題とみられよう。言葉と黒板と教科書だけで道徳を教えようとする教師にとっては、時間が特設されようがしまいが、修身科の復

活はいつも容易である。

### 9問 社会全体がよくならなければ、学校における道徳教育の効果は期待できないのではないか。

戦後における道徳教育の不徹底は、決して学校や教師の怠慢のためばかりではない。敗戦による伝統への不信、政治の貧困、社会環境の悪化など、学校における道徳教育の効果を殺してしまうような悪条件が山積していたことを否定することは出来ない。確かに社会全体がよくならなければ学校においても真に効果的な道徳教育を行うことは困難である。

しかし、われわれは、責任を政治や社会環境のみに委せておくわけにはいかない。いかに努力の空転が予想されようと、学校教育として打てるだけの手は打って、万全の備えを固めておかなければならないのである。いかに現状が貧しく、しかもゆがんでいても、われわれは教育活動を通して、未来の日本を現在よりもいっそう豊かな、より正しいものに作りあげ、そして、子供たちの人生の幸福をよりよいものにしていこうとする意欲を失うことはできない。教師は、常に限らない未来に目を向けて、現在のあらゆる悪条件と闘いながら、これを克服していこうと努めなければならない。

しかし、「道徳」の時間の特設は、政治的社会的悪条件を容認するというのではなく、道徳教育の推進によって、よりよい社会の建設を旨とするものであることを忘れてはならない。

### 10問 今までの教育で「不十分であった」というのはどういうことか。

答 道徳教育はこれで十分だといいうるものではない。いかに努力しても足りないのが道徳教育である。今日の子供たちの姿を直視し、謙虚に反省して、いろいろと工夫し、少しで

もよい教育を行っていききたいというわけである。すし詰め学級や教員定数の問題もさらに改善されなければならないが、今までの指導において工夫の余地が残されていると考えてこの時間が設けられたのである。

例えば、親子関係についてみるならば、子供たちは社会科や家庭科の学習を通じ、また教科以外の諸活動を通じ、また家庭生活やその他の場面においても、さまざまな異質な経験をしている。子供たちは、これらの経験を統合し、自分の生き方を求めていかなければならないが、その指導の時間や場がはっきりと教育課程の中に位置づけられていなかった。

### 11問 文部省実施要綱の趣旨に書かれている、各教科や教科外の道徳教育を“補充、深化、統合、徹底”ということとはどのような意味であるか。具体的に説明してほしい。

答 例えば家族員として互いにいたわりあい協力するという道徳性の指導は、さまざまな教科のなかにおいて行われるであろう。家庭科において「家の手伝い」などが取上げられたり、国語科においては、親子の美しい物語が教材として取上げられるであろう。また、社会科においても家庭のしくみや家族員の協力が取上げられていくであろう。また一方、児童会などでも、母の日の問題や夏休みなどの家の手伝いも取上げられるであろう。しかし、このような子供の経験やそれを通して形成される観念は、とくに子供にとっては、矛盾したり、ばらばらなものとして止まり、統一ある人格として、一貫性のある行動を行わせる観念とはなりえないであろう。

したがって、これらの雑多な経験や観念を正しく解釈したり、比較したり、本質的な異同を発見させたりして、その統合を行わせる

指導が必要である。このような働きをさせる時間を道徳の時間と考えることができよう。

補充ということは、例えば社会科などにおいて指導される道徳的内容を、さらに児童・生徒の各種の経験や、文学作品など間接教材を導入して補い、社会科と「道徳」とが互いに協力しあって道徳性を高める場合がその例である。

また深化、徹底ということもほぼ上記二つのような機能を別の角度から表現したものと考えたい。

「廊下を走らないようにしましょう」という児童会の決定をさらに集団生活における「きまり」の意義から考えさせたり、心情に訴えるような生活作文や文学作品を読んで聞かせるなどの方法によって、望ましい行動ができるように指導させることが必要である。この指導において、集団生活という立場から意識して、廊下を正しく歩くことを実践させたり、「叱られるから走らないという考え」から「みなにめいわくをかけないように正しく歩こう」という考えに到達させていくことも深化、徹底といえるであろう。

## 12 問 都の手引は一応よくできているが、その指導計画例は生活指導にこだわりすぎて、価値の体系を理解させることに欠けてはいないだろうか。

答 指導計画例の主題を一見すると、徳目的な言葉が少なく、学級会やホーム・ルームの問題と思われるような主題が相当数あげられていることは事実である。しかし、その指導目標や指導内容を検討するならば、道徳的な価値に対して、じゅうぶん考慮していることが理解されるであろう。また、指導方法においても、従来の生活指導の機能を生かして、生活に即しながら、道徳教育を進めていくという態度をとっているのである。

しかし、この指導計画は一つの「例」であって、手引にも書いた通りこの計画により各学校が実施すべきものとして示されたものではない。したがって、各学校の実情に即し、独自の型や内容や方法を考案して道徳の時間の指導を行うべきである。主題名に価値体系の言葉をより多く用いた指導計画を学校独自の計画としてまたあってよいが、その際にも、「道徳」実施要綱の趣旨にも明記されているように、あくまでも生活に即して指導し徳目の解説や注入に終らないよう十分注意することが必要である。

## 13 問 「道徳」の時間に副読本を使って指導したいがどうか。

答 文部省実施要綱にも示されている通り、慎重な配慮と研究をして、使用するか否かを決定してほしい。各学校が道徳教育をどう行うか、どのような指導計画を作って行うかなど検討がなされる以前に、副読本に飛びついていくことはきわめて危険である。

もし副読本の使用の必要性を感じ、その選定を行う際には、その内容が文部省要綱や都の手引の趣旨に合致するものであるかどうかを十分に検討することが必要である。ともすると内容を読ませて教師が徳目を解説することになったり、読本の内容の順に指導を展開し、生徒の生活から遊離した指導に陥るようなことになりやすいので、副読本の内容をこのような点から批判することも必要である。

しかし反面、内容の良い読本を使用することによって、児童生徒に豊富な間接経験を与え、またその活動をひき出したりして、道徳教育をいっそう充実させていくような長所も考えられる。

以上のような副読本の効果や陥りやすい欠陥を考慮し、各学校は慎重な態度をもって副

読本の採否を考えていくべきであろう。

#### 14 問 社会のねらいは客観的な社会機能や

**社会条件の追求であり、生活指導は具体的な実践そのものであるから、ふりかえって道徳を自分のうちでつかむという主体的な面が今まで欠けていた。これを充実するところに時間の特設の積極的な理由があると思うがどうか。**

答 趣旨はその通りである。ただし、社会科においても、客観的な知識だけでなく、それを通して主体的なあり方を反省していくことを欠いてはならない。社会科で育てられた知識や心情を、具体的な場でどう生きるかにしぼって指導するところに「道徳」の特色がある。したがってこの時間で指導されたことが再び社会科その他へはねかえって、道徳指導を深めていくことが大切である。

#### 15 問 生活指導と道徳教育とはどちらがうか、生活指導ではなぜ道徳教育が行えないのか。

答 道徳教育という言葉は、科学教育、健康教育、芸術教育などと併置される教育の目的概念である。これらの目的を達成するために、教育課程として八教科とさらに教科外活動が設けられた。したがって道徳教育、科学教育は、ある特定の教科のみによって行われるのではなく、すべての教科や教科外活動を通して指導されるものである。

ところが生活指導という概念は、教育の営み、(働き)あるいは機能から考えたときに出てくるもので、これに対照的な機能をなすものが学習指導であると考えられよう。学習指導とは人類の文化遺産をどの子供にも知識や技能や態度として、一せいに身につけさせていきたいというねらいによって出てくる教育

の機能である。しかし、このような機能だけで教育は完全とはいえない。

教育を受ける子供には、その先天的な素質、生活環境、将来への希望などがひとりひとり異なっているため、これらのひとりひとりの条件に即した知識の受けとり方、生かし方、生活の仕方、学習の仕方を指導してやらなければならない。このような機能を生活指導と名づけることができる。

したがって教科においても、教科外活動においても、両者の機能が相補いあって教育の機能が十分に果たされていく。

例えば算数の指導において、ひとりひとりの性格や学力のちがいを考慮し、その困難や障害をとりのぞいてやる指導も一斉授業のほかに大切なのである。道徳教育においてもこのような両者の機能が必要である。

しかし今日までの各学校の教科や教科外の指導においては、以上の機能がじゅうぶんにはたされていたとはいえない。このため、教科、教科外のほかに新たな「道徳」の時間が設けられたのである。

この時間においては両者の機能が作用するが、とくに生活指導の機能を重視し、それを主として用いていくのである。

#### 16 問 指導内容の柱が小学校は四つ、中学校は三つになっているのはなぜか。

答 小学校は具体的な指導目標であり、中学校は領域となっている。このちがいは深いわけがあるわけではなく、多少、小中の特質によった指導内容の分類上の便宜的なものである。東京都の手引においては、中学校の三領域の立場で考えている。

中学校の要領では、小学校の第2、第3の柱を一つにしているが、それは個性の伸長を道徳的判断力や心情を結びつけて考える必要から一つにしたのである。小学校の低中学年で



は個性の芽生えを特に考えて指導すべきであり、その観点から別に柱を立てておいた方が、指導内容をおさえる上で都合がよいからである。

**17問 指導があれば、評価が当然必要であるが、「評価をしない」というのはどういうことか。**

答 他の教科でやっているような段階の評価はしないというのである。

**18問 指導要録の行動の記録との関係は？**

答 行動の記録は学校における子供の全生活を通じて評価されるものであるが、道徳の時間もそれに反映されることは当然である。将来、学習指導要領が改訂されれば、指導要録も改訂されてくるから、指導要録の内容については改めて検討されよう。

**19問 最も手軽で、手順を誤らないような年間指導計画のたて方を教えてほしい。**

答 文部省としては、都道府県教委にゆだねる仕事であるので、あまり出すぎるのはよくないと考えるが、次のような注意点をあげている。

- (1) 従来現場でたてられていた年間指導計画は学校行事等季節的なものに制約されすぎていた感がある。この時間は身近な生活だけでなく、子供が現在気づいていなくとも、気づかせる必要のある問題にはとり組ませておくべきである。
- (2) 夏休みの計画等季節的なものを取りあげられる場合も、今までの児童会のように学級集団としての計画でなく、ひとりひとりが家庭の状況や個性に応じて、主体的にほりさげ、有効な計画を立てるように指導すべき

である。

- (3) 普通教科のように、目標、内容、展開、評価というような厳密な指導案は必ずしも必要でないと思う。
- (4) 4月から学校全体の年間計画をたて、さらに学年の計画をたてることになるが、また一方その地域プランが作られる場合もある。それがよいものであれば、学校のプランを修正しつつ実施していけばよい。

この8月に学習指導要領が完成し発表されるが、それまでは多少の試行錯誤はやむを得ない。漸進的に計画を改善充実していくようにしたい。

以上の点をさらに補う意味で、さらに二、三の注意すべき点を都として補足しておきたい。

- (5) なるべく早急に（1学期中に）年間指導計画の主題と目標だけを試案として作成し、大まかな計画の見通しを立てることも一つの方法である。それができるまでは従来のホーム・ルーム計画を道徳指導の観点から使用するか、あるいは都の手引による指導計画例中より各学級の必要な主題を選んで指導する。
- (6) 都指導計画例はあくまでも参考例であり、各学校は独自の計画をたてて、地域や子供たちの実態に即した指導が必要である。しかし地域や子供たちの実態を大がかりな調査をして把握しなければ、計画が立てられないというものではない。計画は漸次、改善されればよいので、むしろ実践しつつ改善を加えていくというのが、これから2,3年間の実情であろう。
- (7) 各学級ごとの指導計画が望まれるが、一応学校の指導計画が出来ていれば、それを各学級なりに活用していくことでよいだろう。指導計画をいかに自分の担当する学級の実情とかみ合わせるかは教師の能力と研究にまつところのものである。教師の資質

の向上ということは、ひとりびとりの教師の問題でもあり、学校としての問題でもあろう。

**20 問 「道徳」の時間は一週間のうち、いつとったらよいか。**

答 各学校の事情により、学校が決定するものであるが、1日の最後の時間（6～7時間目）は好ましくないであろう。とくに子供たちが落ちついてしかも、いきいきとした活動をさせる必要があるので、できるだけ午前中に組込みたい。

**21 問 ホーム・ルームや学級会とか「道徳」の時間との関係を時間のとり方からどう考えたらよいか。**

答 ホーム・ルームや学級会は道徳の時間が設けられたので不要になったとか、軽視してよいというのは全く誤りである。学級集団が信頼感によって結ばれていることは、道徳の時間にきわめて好ましい影響を与えるものである。この点については都教委発行「道徳教育」に詳述してあるので十分に参照されたい。

しかし、時間には制限があるので、多くの学校においてはホーム・ルームのロングタイムが道徳の時間に置きかえられるであろう。

（ロングタイムを残しても差支えない）したがって、ホーム・ルームで処理しなければならない問題は、毎日のショートタイムを用いることになる。そのためには少なくとも毎朝15分間、又は朝10分、終礼時10分以上の時間がショートタイムに用いられることが望ましい。

小学校においては、朝や帰りの打合せの時間を活用し、中学校におけるショートタイムのホーム・ルームの機能をはたさせるように

したい。

**22 問 「道徳」の時間には「道徳」という名を用い、時間割にも明示しなければいけないか。**

答 社会科の学習をする時間なのに、ホーム・ルームとか学級会の時間と名づけられないと同様、「道徳」と名づけるべきである。小学校低・中学年の子供には道徳という言葉の意味がわからないかもしれないが、それは社会、理科という名がわからないのと同様である。要はこの時間を楽しい充実したものとすることであり、それによって「道徳」というものに対する考え方を子供が作ってくるのである。徳目の解説や注入に終って、固くする時間にならないように教師は工夫することが大切である。

低学年の場合、「よい子の時間」というような名称でも「道徳」の内容を含んだ表現であるから、このような名を用いてもよいではないかという意見も一部にはある。しかし、「よい子の時間」という名称は社会科にも、学級会にもつけられるであろうから、「道徳」の時間の目標や内容を一般的、包括的に適切に表現したものとはいえない。また、教師が「道徳」の時間に、児童に向かって、今日は「よい遊びについて考える時間にしよう」とか「きまりのよいくらしのできるよい子のことを考える時間にしよう」という表現はなされるであろう。これは丁度教科においてその時間のねらいを示すことと同じであり、したがってこのような部分的な名称が直に、一般的な名称となりえないことは当然であろう。

**23 問 実施要綱や都の手引の内容には義務のみを要求し、権利を主張する点が欠けていると思われる。「道徳」は保守的な子供をつかって、創造性に欠ける心配はないか。**

答 権利を主張するというを、文部省の要綱や都の手引に欠けているという批評は、指導内容や都の一般目標を1読すれば誤解であることに気づくであろう。また道徳教育の目標として実施要綱には「文化の創造」「民主的な国家および社会の発展に努め」る人間を形成すると書いてあるが、これによっても単に伝統を維持し、旧習を守るだけの道徳性を要求することでないことが明らかであろう。

内容においても、小学校要綱に「自分が正しいと信ずるところに従って意見を述べ、行動し、みだりに他人の意見や行動に動かされない」とか「ものごとを合理的に考えて行動する」「創意くふうをこらして生活をよりよくしようとする」と書かれているのもその一端を示すものである。

しかし、いたずらに自己の権利のみを主張し、他人の立場を考えないという傾向に対しては厳しく批判したい。みずからを律することの厳しさは、今の子供たちに一般に欠けているのではあるまいか。

**24 問 「三領域」に基づいて示されている指導目標を学校の実情によって変更してよいか。**

答 三領域に基づいて示されている指導目標と全く無関係な目標はあり得ないと思うが、学校により児童生徒のもつ問題点のちがいが当然に予想されるので、学校により指導の重点のおき方がちがうことはあろう。統合したり、新たな項を立てるなど適宜修正することはさしつかえない。しかし、前記に指導目標

と全く相反する目標が学校でたてられるとは考えられない。

**25 問 「指導計画例」には、多くの主題が示されているが、これを毎週一つずつやればよいということか。**

答 主題のおかれている順序にしたがって、一つずつそのままやっていくという意味ではない。

それぞれの学校における児童生徒のもつ生活指導上の問題点や、学校の指導方針に応じ、適切なものを選択していくことがたいせつである。このことは、とりあげた主題をつねに生き生きとしたものにする立場から必要である。しかし、「指導計画例」で示している主題は、今までの多くの現場の実践をとり入れて作成したものであるから各学校の児童生徒にとっても、全く無関係なものはないと思う。したがって各学校がその一部をそのまま用いることもあるであろう。また新たに実情に即して主題が選ばれることも多いであろう。いずれにせよ主題の選択にあたっては、指導内容からみて重要なものをおとさないようにしていく配慮が必要である。

**26 問 主題各選定の考え方およびその指導目標との関連についてうかがいたい。**

答 主題名は児童生徒の生活から生ずる問題や学校、社会の行事のほか、間接経験を導入することによって、道徳的価値に目を開かせるものを含んでいる。従来の生活指導は、児童生徒に身近な問題を解決する能力をつけることをめざし、その解決の方向は児童生徒自身が見出していくことになっていたと言える。しかし現在の日本ではおとなですら価値観の確立が不十分であるのに、それを児童生徒の活動にすべて期待することはむりである

う。高い価値にふれながら、教師と児童生徒がともに謙虚に探究を続けていくことが必要であり、またそのような教師の姿に児童生徒は心をうたれてついていくのだと思う。したがって主題は児童生徒の生活の課題と指導目標との関係において立てられるべきものである。いいかえれば主題は指導目標が児童生徒のものとなっていきやすいようなものでなければならない。

**27 問 低学年の主題名と社会科の単元名とは似ており、「道徳」は社会科の道徳教育を深化するという意味からも時間を持たせず、社会科の指導にひき続いて指導してはどうか。**

答 社会科の単元名は、学習指導要領には出されていない。低学年の社会科では、生活指導を中心とするから、そうした単元を立てるのは当然で、類似していてもまちがっているとはいえない。

社会科でやると「道徳」でやらないとか、「道徳」でやると社会科でやらないというのはおかしい。しかし社会科は、社会のしくみや働きを通して指導するのであって、それを省略して道徳的な心情、判断力に飛躍するのは、行きすぎである。社会科は社会科のねらいをもっとはっきりさせて指導すべきだと思

う。低学年の社会科はすなおに上学年の学習に連なるものやってもらいたい。社会科から道徳指導がなくなるのではなく、道徳教育に対する社会科の使命と役割はおのづから制約されており、その範囲であればよいので、それをのりこえたものを期待すべきではない。

時間のとり方はかなり弾力性をもって考えてよく、低学年では、20分、30分ぐらいに分割した方がよいし、高学年では一時間を越す場合もあってよい。また社会科とくみあわせて時間をとる等の運営も学校の自由である。

**28 問 低学年の場合、道徳の時間を毎日5分ぐらいとって指導することはみとめられるか。**

答 低学年児童においては興味、関心の持続などから、1時間のまとまった指導をすることが困難な場合もあろう。しかし、それを細分化しすぎて5分～10分という短い時間にしてしまうことは、「道徳」の時間を設けた趣旨にそぐわないし効果も期待しがたいであろう。低学年の場合、1時間を1～2分割して指導することも考えられるが、方法の如何によっては1時間を効果的に連続して用いることも可能である。

以上